

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定にかかる 意見公募手続<パブリックコメント>の実施について

2021年(令和3年)7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、旧法である「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、新法である「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という。)として、2023年(令和5年)5月26日に施行されました。盛土規制法の規定では、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域とする必要があります。都市計画区域(盛土等の蓋然性のない区域を除く)は規制区域の対象となります。本市では、昨年度(令和5年度)に規制区域の指定に係る調査業務委託を実施し、市内全域を規制区域とする案を作成しましたので、ご意見を募集します。

1 盛土規制法に基づく規制区域の指定(案)の閲覧

- ・明石市役所:開発審査課(本庁舎7階)、行政情報センター(本庁舎1階)
- ・市民センター等:あかし総合窓口、大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター
- ・閲覧期間:2024年(令和6年)12月16日(月)から2025年(令和7年)1月16日(木)まで

	執務時間
開発審査課、行政情報センター	平日 8時55分～17時40分
あかし総合窓口	平日 9時～20時 土日祝日(第3日曜日、12月29日～1月3日を除く)9時～17時15分
各市民センター	平日 8時55分～17時15分

- ・明石市ホームページでもご覧いただけます。

明石市役所 HP⇒[ご意見募集](#)意見公募手続(パブリックコメント)よりご覧いただけます。

2 募集期間

2024年(令和6年)12月16日(月)から2025年(令和7年)1月16日(木)まで
※必着でお願いします。

3 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方

4 提出方法

必要事項(住所、氏名、年齢、電話番号、意見)を記載のうえ、下記のいずれかの方法により明石市都市局住宅・建築室開発審査課まで募集期間内にご提出ください。

※自由様式(必要に応じて「ご意見提出様式」をご使用ください。)

持参	明石市都市局住宅・建築室開発審査課(本庁舎7階) 業務時間:平日 8時 55 分~17 時 40 分
郵送(必着)	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市都市局住宅・建築室開発審査課パブリックコメント担当 宛
ファクシミリ	078-918-5109 ※送信後、開発審査課(TEL:078-918-5087)へ着信確認をお願いします。
電子メール	kaihatus@city.akashi.lg.jp

※電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりません。

※提出いただいたご意見は返却いたしません。

5 ご意見の取扱いについて

- ・ご意見は、最終案を取りまとめる際の参考にいたします。
- ・ご意見は、受付期間終了後にとりまとめ、本市の考え方とあわせて市ホームページ等で一括して公表します。公表の際、内容の要約または一部の表現をあらためさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

6 個人情報の取扱いについて

- ・いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人または法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報(明石市情報公開条例第 11 条各号のいずれかに該当する情報)については公表いたしません。
- ・ご意見、住所、氏名、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。

お問い合わせ先 明石市都市局住宅・建築室開発審査課 TEL:078-918-5087